

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月9日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第57号

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年四日市市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第5号様式の2を次のように改める。

浄化槽清掃業変更届出書

年 月 日

四日市市長

住所

申請者

氏名

印

（電話）

（法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名）

許可番号四日市市指令 第 \_\_\_\_\_ 号の 番

年 月 日付け

許可につきまして、下記のとおり変更

更がありましたので、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第14条の5第3項の規定により届け出ます。

変更事項	変更前	
	変更後	
変更事由		

第7号様式を次のように改める。

第7号様式（第15条関係）

許可証再交付申請書

年 月 日

四日市市長

住所  
申請者 氏名 印  
(電話)

(法人にあつては所在地、名称及び代表者氏名)

許可番号四日市市指令 第 号の 番

年 月 日付け 許可につきまして、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則第15条第2項の規定により、再交付を申請します。

再 交 付 申 請 の 理 由	
--------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に改正前の四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(環境部生活環境課)